

**静岡県告示第242号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
蓮台寺本郷線	下田市蓮台寺字大方502番の2地先から 下田市本郷字上川向6番の5まで	平成30年3月30日

=====

**静岡県告示第243号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成30年3月30日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士根停車場線	富士市天間字川坂772番の2地先から 富士宮市山宮字馬見平821番の5まで	平成30年3月30日